

鹿児島工業高等専門学校売店業務委託実施細目

鹿児島工業高等専門学校（以下「委託者」という。）売店業務委託に関する実施細目を次のとおり定める。

1. 本校売店は、学生及び教職員の福利厚生の一環として安全、良質かつ低廉な購買品を提供することを趣旨とする。
2. 売店の営業日及び営業時間は、原則として次のとおりとする。ただし、鹿児島工業高等専門学校（以下「委託者」という。）が特に必要と認めた場合は、売店業務受託者（以下「受託者」という。）と協議する。
 - (1) 営業日 令和4年4月1日から令和5年3月31日までとする。ただし、土・日・祝祭日、年末年始の休日及び委託者が指定する日は除く。
 - (2) 営業時間 以下の時間帯を必ず含めるものとする。
8：15～15：00 および 17：00～19：00
(学生の休校期間においては、11：00～14：00)
3. 提供する販売品目及びサービスは、概ね以下のとおりとする。
 - (1) 食品（弁当・おにぎり・パン・菓子等）、ドリンク、カップ麺、アイスクリーム、文房具、日用品、切手、その他委託者の要望する品目。なお、通常販売する品目の種類数は別紙1のとおりとし、学生の教育上好ましくない雑誌、酒類、たばこ等については、成人学生といえども一切販売しないものとする。
 - (2) 宅配取次、クリーニング取次、指定学用品取次。（コインコピー機、各種検定試験料取次を行えることが望ましい。）
 - (3) 代金の支払いについては、現金、電子マネー、請求書（掛け売り）に対応すること。
取扱品目及びサービスの内容・料金に改訂の必要がある場合、受託者は委託者に申し出て許可を得るものとする。
4. 受託者は売店運営に伴う次の経費を負担する。
 - (1) 光熱水料及び通信費
 - (2) その他、売店運営（初期投資を含む）に必要な経費
5. 委託者は、以下の施設及び設備を受託者に無償で使用させるものとする。
 - (1) 施設 鹿児島工業高等専門学校福利施設棟1階売店区画 31㎡（別紙2図面のとおり）
 - (2) 設備 建物付帯設備 一式
6. 受託者は、施設、設備の保全、従業員の管理、販売品の仕入れ、保管及び廃棄物処理等の売店

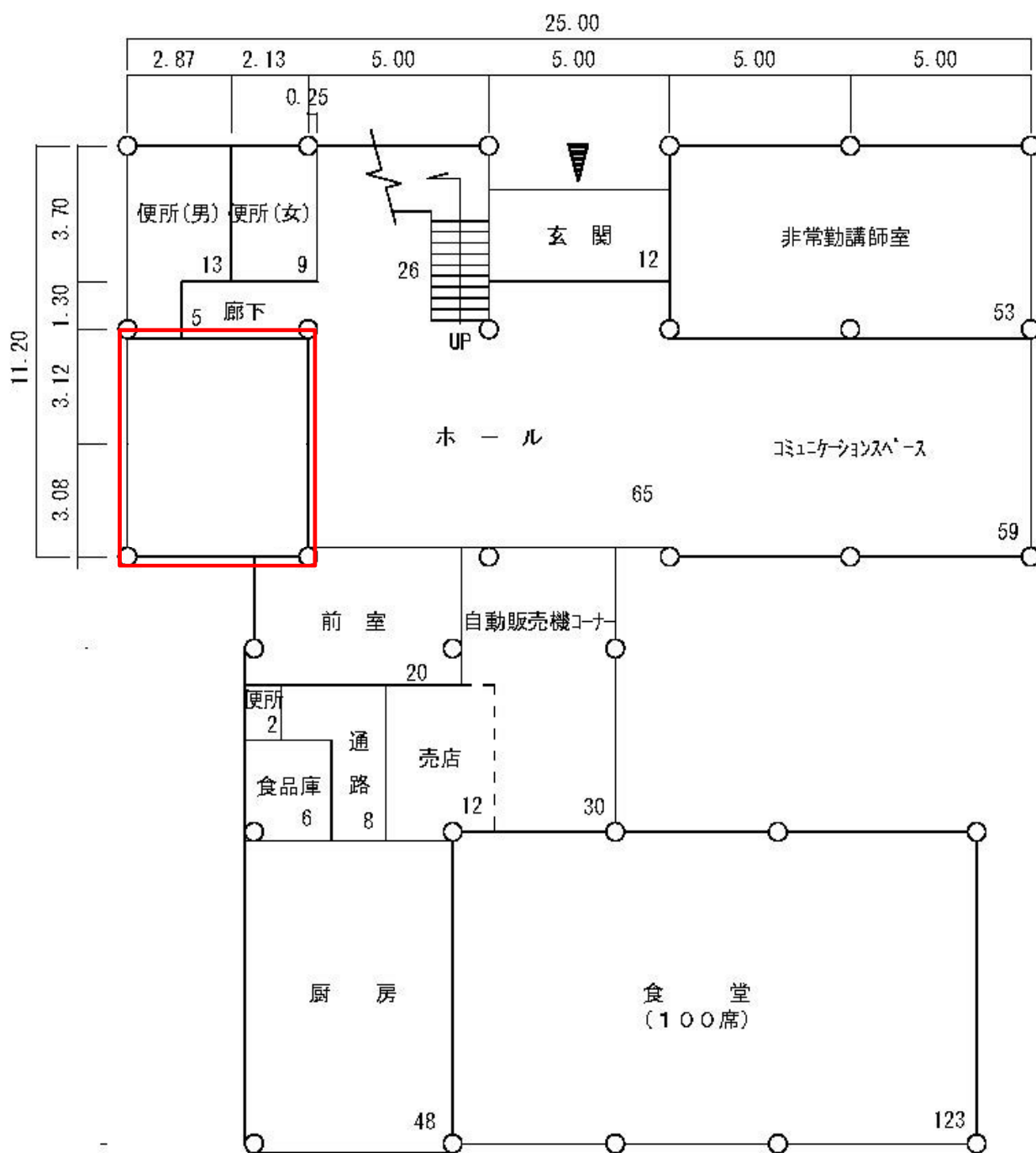
業務全般について、関係法令等を遵守し、十分な管理を行うこと。

7. 受託者は、その責に帰すべき事由により、売店利用者に対して取扱品の瑕疵による食中毒その他の損害を与えたときは、直ちに必要な措置を講ずるとともに、委託者にその措置等を遅滞なく報告するものとする。また、被害者に対してその損害を賠償するものとする。
8. 受託者は、現場責任者及び従業員に変更があった場合は、速やかに委託者に届け出ること。
9. 受託者は、防火、防犯、その他災害等に留意し、毎日の作業終了後に清掃、施錠等行うものとする。
10. 受託者は、受託した売店業務における事故等の有無について毎月、又、収支状況について上半期と下半期の年2回、各期末の翌月末までに、委託者に対して書面により報告を行うものとする。
11. この実施細目によりがたい特別な事情が生じた場合は、委託者・受託者間で協議し、定めるものとする。

通常販売する品目の種類数

品目	種類数
弁当	3
パン・サンドイッチ・おにぎり	25
デザート	10
菓子・その他食品	200
ドリンク	70
カップ麺	15
アイスクリーム	20
文房具	100
日用品・雑貨	40

福利施設棟1階図面



※赤枠の箇所が無償貸付エリア